

しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

令和 2 年3月25日 発行

編集:総務課(担当:二川 智南美 33-6002)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

卒業おめでとうございます



3月17日、町内の中学校で卒業式がありました。今年は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、在校生や来賓の出席を取りやめるなど規模は縮小されたものの、卒業生は先生や保護者、後輩たちへ感謝の言葉を述べ、美しい歌声を披露して中学生生活を締めくくりました。

お知らせ

4月から「広報しんとみ」が変わります！

今まで町の広報誌は、「広報しんとみ お知らせ版（毎月10日・25日発行）」と「広報しんとみ（カラー版、奇数月の25日発行）」の2種類を発行してきましたが、令和2年度4月よりこの2種類を統一し、「広報しんとみ（カラー版、毎月25日発行）」としてリニューアル致します。

より読みやすく、より楽しんでいただける広報誌を目指していきたいと思います。ご理解よろしくお願ひします。

問合せ：総務課
（担当）いきこうや 荻岐晃也 ☎33-6002

今まで

広報しんとみ お知らせ版
毎月10日、25日発行

広報しんとみ（カラー版）
奇数月25日発行

統一

令和2年4月～

広報しんとみ
（カラー版）
毎月25日発行

お知らせ

多子世帯の学校給食費助成について

新富町では、子育て支援の一環として多子世帯の学校給食費の一部を助成しています。対象となる世帯には、4月に案内をお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。詳細については、以下のとおりです。

○助成対象者 新富町立小中学校等に就学する児童生徒を3人以上監護している保護者
ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- (1) 生活保護を受けている場合
- (2) 就学援助費で学校給食に係る交付を受けている場合
- (3) 学校給食費を滞納している場合

○助成金の額 保護者が監護する3人目以降の児童生徒に要する給食費の額

※国又は地方公共団体の負担において、学校給食費の一部について助成等を受けた場合は、それを差し引いた額を助成します。

○提出書類 ①新富町多子世帯学校給食費助成金交付申請書兼請求書
②振込口座の写し（口座番号及び口座名義人がわかるもの）

○提出場所 各学校の事務室

○提出期限 令和2年5月1日（金）

問合せ：教育総務課
（担当）まつおけんたろう 松尾健太郎

☎33-6079



令和2年度当初予算についてお知らせします

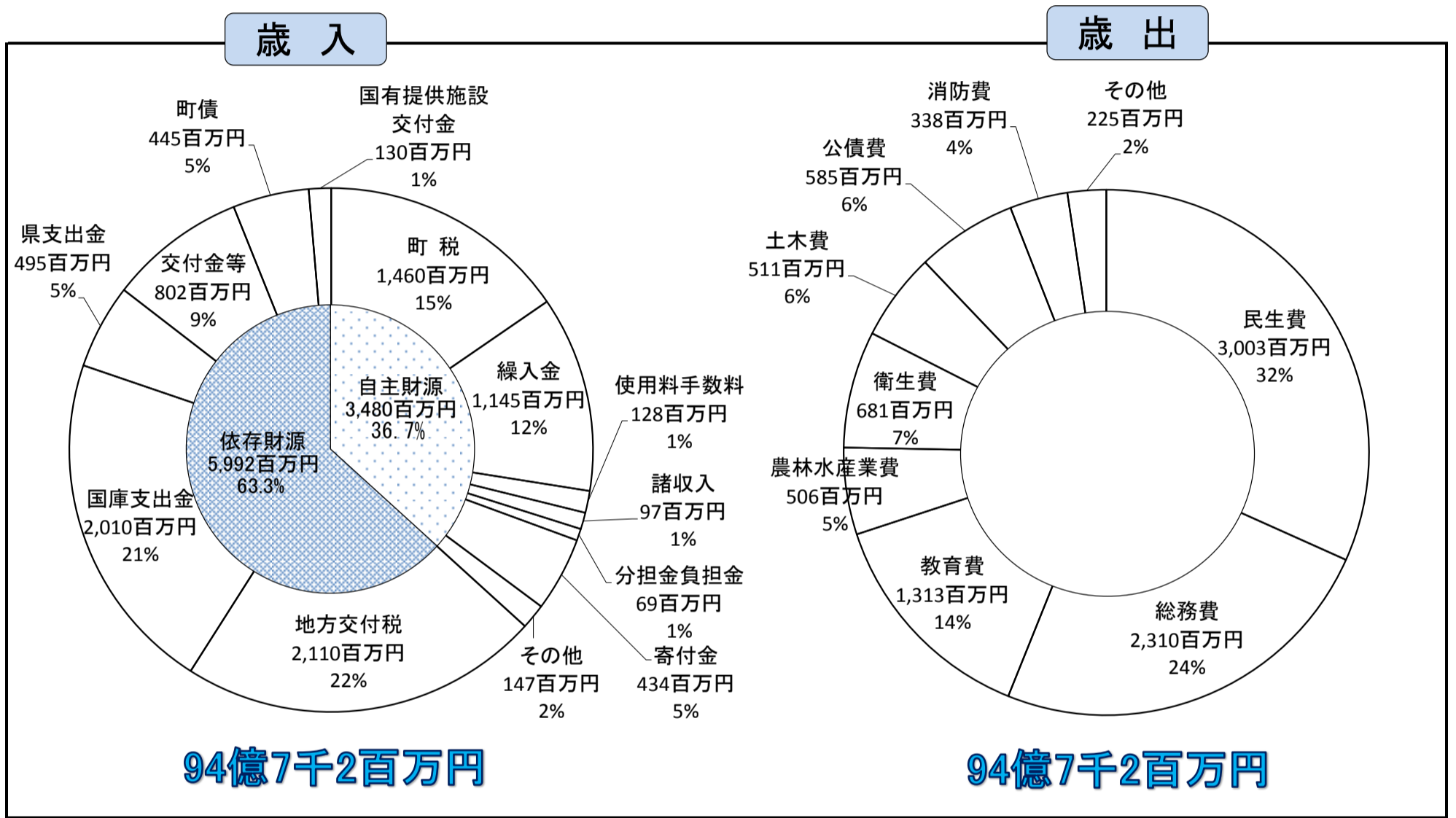
問合せ：財政課
河野康治
☎33-6011

一般会計

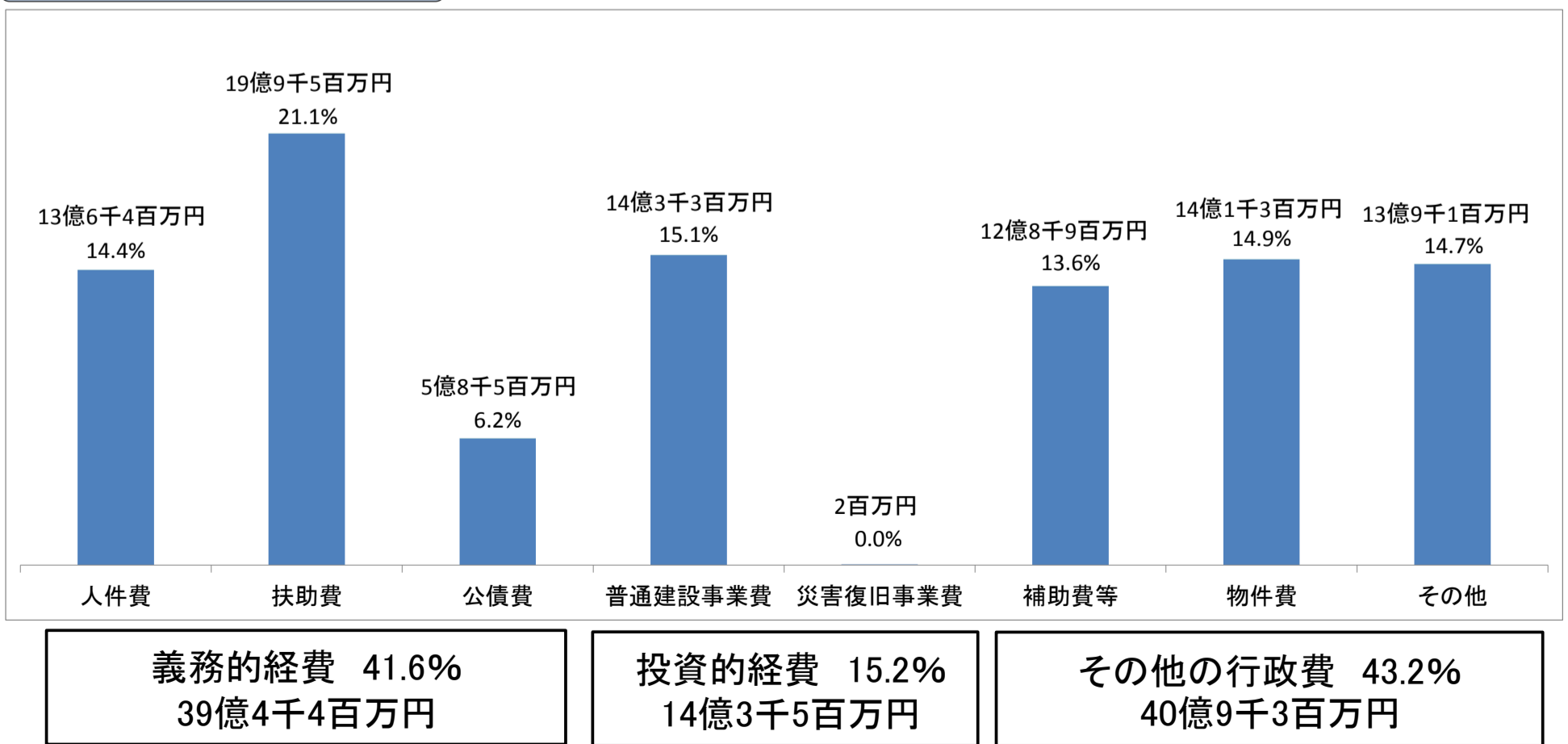
94億7,235万5千円

前年度対比
↑5.3%

令和2年度の一般会計と各特別会計、水道事業会計の当初予算が承認されました。一般会計の当初予算は、前年度から比較すると4億7,423万円の増となりました。一般会計当初予算の詳細及び会計別の予算額は次のとおりとなります。



性質別にみた歳出予算



実施される主な事業の概要

<p>産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境改善排水路整備 6,719万8千円 大和区域の排水路の整備を行います。 ○商工業研修センター空調換気設備外改修 2,981万3千円 商工業研修センターの空調換気設備及びトイレの改修を行います。 ○産地パワーアップ事業補助金 2,875万8千円 農業用ハウスや設備の導入に対し助成を行います。 	<p>健康福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターの開設 429万2千円 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない母子支援を強化するため、子育て世代包括支援センターを開設します。 ○子ども家庭総合支援拠点の開設 257万8千円 子どもの権利を擁護するために、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応等を行う子ども家庭総合支援拠点を開設します。
<p>教育振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富田小学校講堂建設事業 6億5,298万1千円 富田小学校講堂の建て替えを行います。 ○保健体育用備品購入 1,964万7千円 レガッタ大会等で使用するナックルフォア艇及びシングルスカル艇を購入します。 ○外国語指導業務 1,016万4千円 外国語教育向上のため指導助手(ALT)を増員します。 	<p>地域振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外運動場設置事業 1億4,030万4千円 屋外運動場(フットボールセンター)整備に係る設計及び造成工事を行います。 ○デマンド交通事業 965万5千円 移動手段を持たない高齢者等へのデマンド型タクシー事業。タクシーの予約を行い、最寄りの停留所にて乗車し町内の目的地へ移動していただくサービスを開始します。

会計別予算の状況

会計名	令和2年度	令和元年度	差引	伸率	
一般会計	94億7,235万5千円	89億9,812万5千円	4億7,423万円	5.3%	
国民健康保険特別会計	22億621万8千円	21億9,444万4千円	1,177万4千円	0.5%	
介護保険特別会計	15億8,796万6千円	15億5,827万3千円	2,969万3千円	1.9%	
後期高齢者医療特別会計	4億1,555万8千円	3億8,917万円	2,638万8千円	6.8%	
西都児湯情報公開・個人情報保護審査会特別会計	14万1千円	14万1千円	0千円	0.0%	
土地取得特別会計	5,428万5千円	7,926万円	△2,497万5千円	-31.5%	
合計	137億3,652万3千円	132億1,941万3千円	5億1,711万円	3.9%	
水道事業会計	収入	3億1,879万3千円	3億2,087万円	△207万7千円	-0.6%
	支出	4億4,350万1千円	4億2,159万2千円	△2,190万9千円	5.2%

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 330,000千円
うち社会保障財源化分 (139,920千円)

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費 2,985,036千円
(単位:千円)

区分	予算額	財源の内訳			
		国県支出金	その他特定財源	一般財源	
民生費	社会福祉費	1,131,927	538,610	0	593,317
	高齢者福祉費	325,663	53,309	7,696	264,658
	児童福祉費	1,413,796	958,991	129,251	325,554
衛生費	予防費	113,650	8,936	23,269	81,445
合計	2,985,036	1,559,846	160,216	1,264,974	

宮崎県中央児童相談所では、療育手帳の再判定につきまして、巡回相談を実施しています。実施日等については下記のとおりとなりますので、ご希望される場合は、担当までご連絡ください。

○相談内容 療育手帳の再判定

○対象者 宮崎県中央児童相談所に来所が困難な方

(交通手段がない、疾病等により移動困難など)

○実施日及び 西都市：6月19日(金)、10月16日(金)、2月19日(金)

会場 高鍋町：8月21日(金) 都農町：4月17日(金) 川南町：12月18日(金)

※新富町会場はありませんので、実施会場へ行って頂く必要があります。

※相談は、判定実施の際の環境設備等の配慮の視点や他の療育手帳所持者との公正・公平な判定の観点から原則、来所での相談が推奨されています。

※相談件数によっては実施中止や相談に入れない場合もあります。

※希望される方は上記実施日の15日前までに新富町役場 福祉課担当(33-6382)までご連絡ください。

※前回判定が18歳以上の方は書面審査の対象の可能性がありますので宮崎県中央児童相談所(0985-26-1551)へご連絡ください。

問合せ：福祉課
ながともゆま
(担当)永友由真 ☎33-6382

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、終戦75周年の節目にあたり、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)が支給されることになりました。対象者の方は、下記の請求期間内にご請求ください。

○支給対象者：戦没者等の死亡当時のご遺族で、**令和2年4月1日(基準日)時点**において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がおらず、下記先順位の生存している方1名に支給されます。

- 1 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めい等)で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方。

○支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債(1年に5万円ずつ償還されます)

○請求期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

○請求窓口：新富町役場 福祉課 社会福祉係※請求窓口は、請求する人が在住する市町村担当課になります。

問合せ：福祉課
しますえごう
(担当)嶋末剛 ☎33-6382

インターネットに関する不審なセールスが確認されています。NTTを名乗る業者から「モデムを交換すると料金が安くなる」「後で役場からも連絡がある」等、言葉巧みに契約を変更させようとするなどの事例が発生しています。役場やNTTが、再度契約を求めることはございません。不審な事業者からの電話や訪問がありましたら、その場で契約は行わず、総務課情報政策係までご連絡ください。

問合せ：総務課
もりかわなおひこ
(担当)森川尚彦 ☎33-6501